

## 特許法等の一部を改正する法律

(平成一四年四月一七日法律第二四号)

### 一、提案理由(平成一四年四月二日・参議院経済産業委員会)

国務大臣(平沼赳夫君)おはようございます。

特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、特許法、商標法その他の工業所有権関係法律について、近年の技術革新の進展及び経済社会の情報化等に対応し、権利保護の強化、出願人の負担軽減、審査の効率化及び我が国工業所有権制度の国際的調和を図るため、所要の改正を行うものであります。

なお、本件につきましては、昨年五月から産業構造審議会知的財産政策部会において慎重な審議が重ねられた結果、十二月に報告書が取りまとめられており、本法律案はこの報告書を踏まえて作成したものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、プログラム等が、特許法上の「物」に含まれること及びプログラム等の発明の実施に電気通信回線を通じた提供が含まれることを明確にすることであります。

第二は、侵害とみなす行為の範囲を拡大することであります。具体的には、侵害に用いられることを知りつつ、部品を供給する行為等についても、侵害とみなすこととするものであります。

第三は、特許を受けようとする者が、その発明に関連する公知の発明を、出願時に発明の詳細な説明に記載する制度を導入することであります。

第四は、国際特許出願について、国内書面提出期間を一律に二年六か月とするとともに、外国語特許出願について、日本語による翻訳文の提出時期を、国内書面の提出の日から二か月以内に延長することであります。

第五は、商標を付した商品を電気通信回線を通じて提供する行為等が、商標の使用に含まれることを明確にするものであります。

第六は、国際登録に基づく商標権の個別手数料を、二段階に分けて納付することとするものであります。

第七は、その他出願人の負担軽減及び工業所有権制度の国際的調和を図るために必要な事項について、所要の改正を行うことであります。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

……………(略)……………

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようによろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

### 二、参議院経済産業委員長報告(平成一四年四月五日)

保坂三蔵君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会にお

ける審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

まず、特許法等の一部を改正する法律案は、近年の技術革新の進展及び経済社会の情報化等に対応するため、コンピュータ・プログラムが特許法上の「物」に含まれることを明記し、権利保護の強化を図るとともに、出願人の負担軽減及び審査の効率化等を図るため、出願方式の見直しなど、所要の改正を行おうとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、総合的な知的財産戦略の重要性、特許制度のIT社会に対応した取組、弁理士の訴訟代理権の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

……………（略）……………

以上、御報告を申し上げます。

### 三、衆議院経済産業委員長報告（平成一四年四月一日）

谷畑孝君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、特許法等の一部を改正する法律案は、近年の技術革新の著しい進展及び経済社会の情報化等にかんがみ、プログラム等が特許法上の「物」に含まれること、プログラム等の発明の実施に電気通信回線を通じた提供が含まれること、及び商標を付した商品を電気通信回線を通じて提供する行為等が商標の使用に含まれることを明確にするとともに、侵害とみなす行為の範囲の拡大等を行うほか、工業所有権制度の国際的調和、出願人の負担の軽減及び審査の効率化を図るため、明細書の記載事項並びに国際特許出願及び国際商標登録出願に係る手続の見直し等の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

両案は、去る四月五日参議院から送付され、同日本委員会に付託され、平沼経済産業大臣からそれぞれの提案理由の説明を聴取いたしました。

昨日両案について質疑を行った後、それぞれ採決を行った結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

#### 附帯決議（平成一四年四月一日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 近年の特許等出願件数の急増及び国際出願の増加にかんがみ、先端技術分野における審査能力の一層の向上や先行技術調査に係る民間活力の積極的援用を含め、審査期間の更なる短縮を図り、特許権等の迅速かつ的確な権利付与に努めること。

- 二 人材の流動化と能力主義の導入が進むなかで、職務発明に係る知的財産の適正な取扱いや、成果に見合った研究者の適正な処遇による我が国への「知恵」の集積の促進等について、所要の検討を行うこと。
- 三 近年の営業秘密の漏えいや不正使用、アジア地域における模倣品被害の拡大等にかんがみ、我が国における研究開発や知的創造活動の成果について、その適切かつ実効性のある保護のあり方、我が国産業の国際競争力強化に資する戦略的な活用のあり方等に係る必要な施策の検討に早急に取り組むこと。